

グリーンケミカル株の破産手続き終了と補助金返還金の取り扱いについてお知らせします。

# 木質バイオマス事業について

林業振興課管理係 ☎0824731137

## 1 グリーンケミカル株の破産処理について

### ①破産処理の経過について

市は、木質バイオマス利活用プラント整備事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金返還請求金額（※表2）を回収するため、グリーンケミカル株（以下「G C株」という。）に対する債権者破産を広島地方裁判所へ申し立て、同裁判所破産管財人により破産処理が進められていたが、平成28年10月20日に破産手続きの一切が終了しました。

市は、破産処理の中で、G C株の決算処理において、関連会社の㈱ジュオンや㈱コスモエースへの返済が不適正であり、元代表者への責任追及を要すると主張し、同裁判所および破産管財人に対して調査を求めましたが、裁判所は、損害賠償としての立証や回収可能性から、これ以上の調査などは難しいと判断しました。

### ②破産処理の結果について

市は、債権者集会への出席、裁判所への上申、破産管財人との面談などにより債権回収に努めました。補助金返還請求に係る債権の回収には至りませんでした。

一方で、市が破産申立をした結果、庄原工業団地にあった財産（工場・土地・機械）

が全て売却されました。なお、市が破産申立の際に同裁判所に納付した予納金（600万円）は、全額回収ができました。

### ◎破産処理による破産会社の財産状況

平成27年2月24日から平成28年8月25日の間に、1018万9千円が入金され、同額が支出されました。主な支出項目は、破産管財人報酬、財団債権の支払（庄原市：396万3千円、予納金の一部：113万7千円）などです。

（表1）G C株の財産目録（平成28年8月25日現在）  
単位：千円

財産	評価額	回収額	備考
破産予納金	1,100	1,100	他の4,900千円は裁判所から市へ返却
預貯金	3	3	
土地（工業団地）	24,452	6,033	競売による配当
機械設備	3,000	3,000	売却
還付金（庄原税務署）	53	53	
計	28,608	10,189	

（表2）補助金返還金にかかる説明

単位：千円

	市からG C株への請求額	市から国への返還額	破産による回収額	備考
補助金返還請求額	462,038	249,414	0円	
内訳	不適正分	238,061	238,061	0円
	事業中止分	212,624	0円	破産処理の結果、市から国への返還金が0円となった
	事業計画変更に伴う自主返還分	11,353	11,353	0円

## 2 農林水産省（中国四国農政局）への報告

市は、農林水産省へ、G C株の破産による配当結果について報告し、破産手続きの完了と庄原市から国への補助事業の中止に係る返還金（事業中止分）が0円であることについて承認を受けました。

## 3 今後の取り組み

G C株の破産手続き終了により、補助金返還請求額の債権回収手続きは終了しました。このような結果となり、深く反省しお詫び申し上げます。今後は、補助金事業の実施に当たりましては、リスク回避を図り適正な事業執行に努めてまいります。

### 木質バイオマス利活用プラント整備事業の経過

▼G C株が事業主体となつて、平成20年度から22年度に、農林水産省より地域バイオマス利活用交付金の交付を受け、木質バイオマスから、排気ガス浄化溶液の原料やバイオプラスチックの原料となる木粉を製造する機械設備を整備しました。

▼しかし、平成22年11月末に、関連企業の㈱ジュオンの営業停止と破産申立予告告示の影響により、G C株も工場の操業を停止しました。

▼平成24年1月に、事業者の補助金増し請求があり、市は代表者らを告訴し、平成26年3月に有罪が確定しました。

▼平成26年10月には、G C株の補助金適正化法違反が認められたことから、国から不適正分の補助金交付決定の取り消しと返還を求めるという方針を受けました。

▼市は事業の中止を決定し、平成26年12月に国から補助金返還命令を受け、補助金2億3806万1169円を返還しました。

▼市は平成27年1月に、G C株の債権者破産を申し立てて、補助金返還請求額の債権回収に努めていました。